

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	平成 2 1 年度
計画改定年度	平成 2 4 年度 平成 2 7 年度 平成 3 0 年度 令和 3 年度 令和 6 年度
計 画 主 体	糸魚川市

糸魚川市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 産業部農林水産課
所 在 地 糸魚川市一の宮 1 丁目 2 番 5 号
電 話 番 号 0 2 5 - 5 5 2 - 1 5 1 1
F A X 番 号 0 2 5 - 5 5 2 - 1 0 8 6
メールアドレス nourin@city.itoigawa.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	獣類（イノシシ・ニホンザル・ハクビシン・タヌキ・アナグマ・アライグマ・ツキノワグマ・ニホンジカ） 鳥類（カラス・ダイサギ・アオサギ・ゴイサギ）
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	新潟県糸魚川市

※ダイサギ・アオサギ・ゴイサギ（以下「サギ類」と称する。）

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（1）被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
イノシシ	水稲	101a 1,141千円
	水稲以外の農作物	0.1a 2千円
ニホンザル	水稲	10a 100千円
ハクビシン タヌキ アナグマ アライグマ	水稲以外の農作物	2a 66千円
カラス	水稲以外の農作物	7a 286千円
ニホンジカ	水稲以外の農作物	被害数値は不明
ツキノワグマ	水稲以外の農作物	0.1a 2千円
サギ類	水稲 水稲以外の農水産物	被害数値は不明（※）
合計		120a 1,597千円

※正確な被害数値が把握できない水稲苗の踏圧、自宅鑑賞用の鯉及び放流したアユ、イワナ、ヤマメなどの食害が報告されている。

(2) 被害の傾向

イノシシ	主な被害の傾向は以下のとおり ・ 時期：概ね４月～１１月 ・ 地域：市内全域 ・ 状況：水稻、そばの踏み荒らし 野菜の食害 人的被害発生が懸念される。 (農地の掘り起こし被害もあり)
ニホンザル	主な被害の傾向は以下のとおり ・ 時期：概ね４月～１２月 ・ 地域：市内山間部 ・ 状況：水稻、野菜、果樹の食害
ハクビシン タヌキ アナグマ アライグマ	主な被害の傾向は以下のとおり ・ 時期：年中出没 ・ 地域：市内全域 ・ 状況：野菜、果樹の食害 (住宅への侵入、糞被害もあり)
カラス	主な被害の傾向は以下のとおり ・ 時期：概ね５月～１１月 ・ 地域：市内全域 ・ 状況：野菜、果樹の食害 水稻苗の踏圧 (家畜の餌を食い荒らす被害もあり)
ニホンジカ	主な被害の傾向は以下のとおり ・ 時期：概ね４月～１１月 ・ 地域：市内山間部 ・ 状況：野菜の食害
ツキノワグマ	主な被害の傾向は以下のとおり ・ 時期：概ね４月～１１月 (年により変動あり) ・ 地域：市内全域 ・ 状況：水稻、果樹の食害、樹木の損傷 人的被害発生が懸念される。
サギ類	主な被害の傾向は以下のとおり ・ 時期：概ね４月～１０月 ・ 地域：市内の一部地域 ・ 状況：水稻苗の踏圧 魚類の食害

(3) 被害の軽減目標

指 標	現状値 (2023年度)	目標値 (2026年度)
イノシシ	101a 1, 143千円	71a 800千円
ニホンザル	10a 100千円	7a 70千円
ハクビシン タヌキ アナグマ アライグマ	2a 66千円	1. 4a 46 千円
カラス	7a 286千円	4. 9a 200千円
ニホンジカ	被害数値が不明なため目標値は設けない	
ツキノワグマ	0. 1a 2千円	0. 07a 1千円
サギ類	被害数値が不明なため目標値は設けない	
合計	120a 1, 597千円	84a 1, 117千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	・糸魚川市鳥獣被害防止対策協議会において、国等の補助事業を活用するなかで捕獲用機材を導入した。 ・猟友会と委託契約を締結し、有害鳥獣捕獲を実施した。 ・狩猟免許試験合格者の試験手数料を全額補助し、狩猟免許取得の推進を図った。 ・わな猟の安全と技術の向上を目的とした研修会を開催した。 ・人的被害対策として、ツキノワグマ、イノシシの出没時に捕獲を行った。	・被害の拡大から被害防止活動が市内全域に及んでいるため、捕獲従事者の新たな担い手確保が必要である。 ・猟友会任せではなく、被害地域が主体となった被害防止活動が必要である。 ・安全でかつ、効果的な捕獲ができるよう、安全講習や技術研修の継続が必要である。
防護柵の設置等に関する取組	・国等の補助事業を活用するなかで糸魚川市鳥獣被害防止対策協議会が電気柵を導入し、耕作地へのイノシシ等の侵入を防止した。 ・電気柵の普及を図るため、市が電気柵を若干導入し、試供用として農家に貸し出しを行った。 ・家庭菜園等の被害防止の観点から、市独自の助成制度を創設した。 ・エサとなる放任果樹の除去を徹底するとともに、緩衝帯の設置や里山整備を地域住民と林業関係者等が一体となり取り組み生息環境管理を行った。	・電気柵を設置した農地の被害が防止される反面、電気柵が設置されていない付近の農地に被害が移動、拡散する傾向がある。被害に遭った農地だけではなく、集落全体や周辺集落が一体となって電気柵の設置を計画することが必要である。 ・電気柵では個体数を減少させることができない（場合によっては一箇所に集まり増加する）ため、捕獲と一体的に実施することが必要である。 ・近年、カラスによる果樹被害も確認されていることから、電気柵だけでなく、防鳥ネットの設置等による対策についても合わせて実施することが必要である。

その他被害防止に関する取組	・被害地域住民が花火等でニホンザルの追い払いを行った。 ・鳥獣被害防止対策の基礎知識を普及させるため、リーフレットを作成し被害地域に配布するとともに研修会を開催した。 ・センサーカメラを導入し、加害鳥獣の特定と個体数の把握に取り組んだ。 ・ジビエ（野生鳥獣肉）の利活用を図るため、先進地視察や料理講習会を開催した。	・イノシシ等の有害鳥獣捕獲頭数が近年増加している。ジビエ（野生鳥獣肉）の利活用を図るため、学校給食への導入、ペットフードとしての活用等について、検討することが必要である。 ・捕獲の効率化を図るため、ICTを活用した有害鳥獣捕獲を検討することが必要である。
----------------------	--	--

（５）今後の取組方針

・猟友会員及び狩猟免許を有する市職員で構成される「糸魚川市鳥獣被害対策実施隊」を中心に、鳥獣被害防止活動に取り組む。 ・電気柵を設置した農地の被害が防止される反面、被害地域の拡散により依然として多くの地点で痕跡や目撃の情報があり、加害鳥獣の数は依然として高い水準にあると推測されるため、さらに加害鳥獣を捕獲するとともに、電気柵による被害防除に一体的に取り組む。 ・狩猟免許の取得や猟銃等の所持許可に対して支援を行い、捕獲従事者の新たな担い手の確保と育成を図る。 ・被害地域住民が自ら農地を守る意識づくりと体制を整備する。 ・被害に遭った農地だけではなく、集落全体や周辺集落が一体となって電気柵を設置し、効果を維持するため、設置後は下草刈りや緩衝帯を整備する等、適切な維持管理をする。 ・鳥類による果樹の被害を防止するために、防鳥ネットの設置等による対策を行う。 ・捕獲用機材を計画的に導入し、捕獲を推進する。 ・安全かつ効果的な捕獲ができるよう、安全講習や技術研修を継続して行う。 ・エサとなる放任果樹の除去を徹底するとともに、緩衝帯の設置や里山整備を地域住民と林業関係者等が一体となり取り組み生息環境管理を行う。 ・近隣市町村にまたがる被害もあることから、周辺市町村との情報の共有と連携を図り、被害防止対策に取り組む。 ・新潟県ツキノワグマ管理計画に基づきツキノワグマの個体数安定維持を図るなかで、農林業被害の低減と人身被害の防止に取り組む。 ・県、学識経験者等と連携し、被害防除対策、個体数管理、生息環境整備に取り組む中で農作物被害の低減に取り組む。
--

- ・被害地域住民への聞き取りや関係機関との情報共有の強化等により、正確な被害状況の把握に努める。
- ・ジビエ（野生鳥獣肉）の有効活用に向けて、学校給食への導入やペットフードとしての活用等について検討する。
- ・一般社団法人新潟県猟友会が新潟市西蒲区福井で整備した「新潟県猟友会大口径ライフル射撃場」において、大型獣の捕獲に有効な大口径ライフル銃やスラッグ弾の使用者の確保及び捕獲技術の向上を推進する。
- ・捕獲の効率化を図るため、ICT 技術の導入促進に努める。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

（１）対象鳥獣の捕獲体制

- ・猟友会と有害鳥獣捕獲に関する委託契約を締結し、年間を通じて銃器・わなによる有害捕獲を行う。

（２）その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和６年度 ～ 令和８年度	イノシシ ニホンザル ハクビシン タヌキ アナグマ アライグマ カラス ニホンジカ ツキノワグマ サギ類	・狩猟免許取得にかかる費用を助成し、捕獲従事者の増員を図る。 ・捕獲用機材の安全な取扱いと捕獲技術の向上を目的とした研修会を開催し、捕獲従事者の育成を図る。 ・被害状況に応じて捕獲用機材を導入し、効果的な捕獲体制を整備する。 ・新潟県ツキノワグマ管理計画に基づきツキノワグマの適正な捕獲を行う。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

- ・イノシシの捕獲頭数は令和5年度620頭。電気柵は普及してきているが、被害地域が移動、拡散していることや加害個体数が増加していることから、継続した捕獲が必要である。山間部から人家付近にまでイノシシの痕跡が多く目撃されていることから、新潟県イノシシ管理計画を踏まえ捕獲計画数を800頭程度とする。
- ・ニホンザルの捕獲頭数は令和5年度33頭。農作物の被害金額は減少傾向であるが、家庭菜園の被害は依然として発生しており、修復や回復により被害額に至らない軽微なものが多数ある。農家の営農意欲を存続させるために継続した捕獲が必要であり、新潟県ニホンザル管理計画や専門家からの意見を踏まえ、100頭程度の個体数調整（捕獲）を行う。
- ・ハクビシン、タヌキ、アナグマの捕獲頭数は令和5年度合計552頭。農作物の被害金額は減少したが、家庭菜園の被害は依然として発生しており、修復や回復により被害額に至らない軽微なものが多数ある。農家の営農意欲を存続させるために継続した捕獲が必要であり、捕獲計画数を各200頭程度とする。アライグマの捕獲頭数は令和5年度3頭。目撃情報があることから個体数の増加を抑制するため捕獲計画数を100頭程度とする。
- ・カラスの捕獲羽数は令和5年度115羽。農作物の被害金額は増加し、水稻苗の踏圧や家庭菜園の被害も発生している。また、修復や回復により被害額に至らない軽微なものも多数ある。近年は、果樹への被害も発生していることから、農家の営農意欲を存続させるために継続した捕獲が必要であり、捕獲計画数を100羽程度とする。
- ・ニホンジカの捕獲頭数は令和5年度146頭。家庭菜園の被害が発生しており、修復や回復により被害額に至らない軽微なものが多数ある。また今後、樹木の損傷被害の発生が懸念されるため、継続した捕獲が必要であり、捕獲計画数を200頭程度とする。
- ・ツキノワグマの捕獲頭数は令和5年度60頭。人里への出没はエサとなる奥山の堅果類の豊凶状況等によって左右される。農林業被害の低減と人的被害を防止するために、新潟県ツキノワグマ管理計画を踏まえ必要最小限の捕獲を行う。
- ・サギ類の捕獲羽数は令和5年度5羽。依然として水田や河川等で多く目撃されており、正確な被害数値が把握できない水稻苗の踏圧や魚類の食害は発生していると推測される。継続した捕獲が必要であり、捕獲計画数を50羽程度とする。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	800頭程度	800頭程度	800頭程度
ニホンザル	100頭程度	100頭程度	100頭程度
ハクビシン タヌキ アナグマ アライグマ	各200頭程度	各200頭程度	各200頭程度
カラス	100羽程度	100羽程度	100羽程度
ニホンジカ	200頭程度	200頭程度	200頭程度
ツキノワグマ	必要最小限の数	必要最小限の数	必要最小限の数
サギ類	50羽程度	50羽程度	50羽程度

捕獲等の取組内容
・有害鳥獣については、銃器・わなによる捕獲を積極的に実施するとともに、効果的と考えられる場所に捕獲檻を設置し、被害低減を図る。 ・ツキノワグマについては人身被害のおそれがある場合、銃器及び罠による捕獲を実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
・鳥獣よる人身被害のおそれがある場合に用いるケースが中心であるが、冬期間のイノシシやニホンジカの捕獲圧を高めるため、山間部において安全が適正に確保できる場合にはライフル銃を使用した駆除も実施していく。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
糸魚川地域全域 能生地域全域 青海地域全域	イノシシ、ニホンザル、ハクビシン、タヌキ、アナグマ、ニホンジカ、アライグマ、カラス類、サギ類

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ ニホンジカ ニホンザル	電気柵 (50.00ha) (整備累計1,221.7ha)	電気柵 (50.00ha) (整備累計1,271.7ha)	電気柵 (50.00ha) (整備累計1,321.7ha)

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ ニホンジカ ニホンザル	・被害防止対策に関する研修会を開催する。 ・既存の電気柵の機能維持のため、適切な管理等について、啓発や指導を行う。	・被害防止対策に関する研修会を開催する。 ・既存の電気柵の機能維持のため、適切な管理等について、啓発や指導を行う。	・被害防止対策に関する研修会を開催する。 ・既存の電気柵の機能維持のため、適切な管理等について、啓発や指導を行う。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

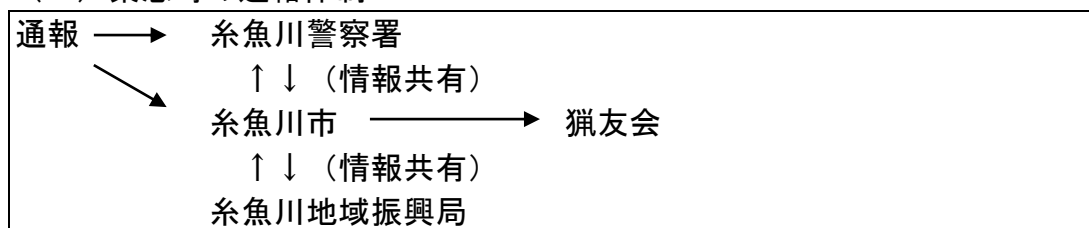
年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度 ～ 令和8年度	イノシシ ニホンザル ハクビシン タヌキ アナグマ アライグマ カラス ニホンジカ ツキノワグマ サギ類	・被害防止活動に取り組む意識啓発を図る。 ・電気柵の材料費の一部を助成し、電気柵設置の普及を図る。 ・放任果樹の除去を徹底するとともに、緩衝帯の設置や里山整備を地域住民と林業関係者等が一体となって取り組み、生息環境管理を行う。 ・被害地域住民への聞き取りや関係機関との情報共有の強化等により、正確な被害状況の把握に努める。 ・猟友会の協力を得ることが可能な集落へ対しては、箱わなの貸し出しを実施する。 ・鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣被害を防止するとともに、糸魚川市鳥獣被害防止対策協議会及び関係機関と連携し、被害拡大防止のため情報の共有化を図る。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
糸魚川警察署	住民の安全確保、パトロール
猟友会	対象鳥獣の捕獲、パトロール
糸魚川市	関係機関との連絡調整、住民の安全確保、パトロール

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- ・捕獲現場で埋設するなど適正に処理する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	・流通業者や消費者に対して、ジビエ（野生鳥獣肉）の年間を通じた安定供給を図る。 ・ジビエ（野生鳥獣肉）の学校給食への導入を検討する。
ペットフード	・ジビエ（野生鳥獣肉）のペットフードとしての活用等について検討する。
皮革	
その他 （油脂、骨製品、角製品、動物園等でのとけ給餌、学術研究等）	

(2) 処理加工施設の取組

--

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

・

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	糸魚川市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
糸魚川市	・事務局を担当し、協議会に関する連絡、調整を行う。 ・協議会における事業や幹事会による具体的な対策の検討を行う。
えちご上越農業協同組合	・協議会における事業や幹事会による具体的な対策の検討を行う。
糸魚川地域振興局	〃
新潟県農業共済組合上越支所	〃
新潟県猟友会糸魚川支部	協議会における事業の検討、捕獲、追払いなどの専門的な対策を実施する。
新潟県猟友会西頸城支部	協議会における事業の検討、捕獲、追払いなどの専門的な対策を実施する。
新潟県鳥獣保護管理員	協議会における事業の検討、鳥獣の生態系の情報提供や有害鳥獣捕獲の指導を行う。
地区代表者	被害防止活動を実施する。
糸魚川警察署	住民の被害防止を図る。
惣右エ門	ジビエ（野生鳥獣肉）の有効活用を図る。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
上越地域振興局農林振興部 糸魚川地域振興局農林振興部	鳥獣被害防止対策について、国等との連絡調整及び有効な被害防止対策や捕獲方法についての情報提供等、必要な指導・助言を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

・平成 26 年度猟友会員及び狩猟免許を有する市職員で構成される糸魚川市鳥獣被害対策実施隊を設置（90 名程度）。捕獲計画数の増を計画している中、拡充強化し、鳥獣捕獲用わなや鳥獣侵入防止柵の設置後の定期的なパトロール等を実施していく。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

・野生鳥獣の生態に詳しい専門家から、鳥獣被害対策に関する助言・技術的な指導を受けながら現地研修会等を進め、地域住民が一体となり自ら被害防止活動を行えるように意識啓発の浸透に努める。
--

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

・近隣市町村及び県と情報の共有、連携を図り、被害防止対策に取り組む。
